

一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 4 年 5 月 9 日

天理市長 並 河 健

1 担当部局

〒 6 3 2 - 8 5 5 5 天理市川原城町 6 0 5 番地
天理市 総務部 ファシリティマネジメント課（市役所 3 階）
TEL 0 7 4 3 - 6 3 - 1 0 0 1（内線 428）
FAX 0 7 4 3 - 6 2 - 1 5 5 0

2 入札に付する市有財産物件

以下の物件を入札に付し、売払う。

物件の所在地	地目	実測面積	都市計画地域地区 (用途地域)	建蔽率 (指定)	容積率 (指定)	予定価格
勾田町 230 番 1	雑種地	2,480 m ²	第一種住居地域	60%	300%	49,350,000 円

※15 契約上の特約（2）に記載のとおり、住宅用宅地以外の用途で使用することはできない。

※「予定価格」とは最低売却価格であり、この金額以上の入札額を有効とします。

※物件詳細は「売却案内書」の物件調書をご確認ください。

3 問い合わせ先及び入札説明書等を交付する場所

問い合わせ先は、1 に同じ。入札説明書等必要書類は天理市ホームページからダウンロードすることもできる。また天理市役所 3 階ファシリティマネジメント課においても配布する。ただし、この場合は、令和 4 年 5 月 9 日（月）から令和 4 年 6 月 3 日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで）

※直接窓口で配布を受ける場合には、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、必ずマスク着用のこと。

4 入札参加資格

- （1）地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第 2 項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しない個人又は法人であること。

- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び同条第6号に該当しない者であること。

5 申込方法（持参または郵送）

- (1) 提出期限 令和4年6月3日（金）午後5時まで
持参による場合は、必ずマスク着用の上で、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで。
郵送による場合は、令和4年6月3日（金）午後5時必着。
- (2) 提出場所 1に同じ
- (3) 必要書類
1. 入札参加申込書 兼 誓約書（様式第1号）
 2. 宣誓書兼個人情報の取扱いに関する同意書
- 【法人の場合】
- ア 登記事項証明書（全部事項証明書）
- イ 印鑑登録証明書
- ウ 納税証明書（法人市民税【直近2年度分】・固定資産税【令和2年度分及び令和3年度分】）
- 【個人の場合】
- ア 住民票（申込者のみ）
- イ 印鑑登録証明書
- ウ 納税証明書（市県民税・固定資産税【令和2年度分及び令和3年度分】）
- エ 身分証明書（成年被後見人・被保佐人の宣告の通知、後見登記の通知、破産宣告・破産手続開始決定の通知を受けていないことを証明したもの。）

6 入札保証金の納付

- (1) 入札者は入札保証金として、2,467,500円を納付すること。
- (2) 入札保証金は、令和4年6月22日（水）までに天理市所定の銀行口座宛てに振込すること。
- (3) 入札保証金は、落札した場合、契約保証金の一部に充当することができる。
- (4) 入札保証金を納付しないときは、入札に参加できません。

7 入札

- (1) 競争参加資格者は、規定の入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便株式会社 天理郵便局留めの一般書留郵便又は簡易書留郵便の方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。
- (2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、外封筒にいれなければならない。
- (3) 外封筒は、天理市が指定した様式に従い作成し、表面に開札日、案件名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等必要事項を記入しなければならない。

- (4) 競争参加資格者が入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

《入札書の到着期限日及び送付先》

到着期限日 令和4年6月29日(水)

入札書の送付先 日本郵便(株) 天理郵便局留 天理市役所総務部ファシリティアマネジメント課 行

8 開札日時及び場所

- (1) 日時 令和4年6月30日(木) 13時30分

- (2) 場所 天理市川原城町605番地 天理市役所 3階 333会議室

9 落札者の決定

落札者は、次の方法により決定する。

- ①有効な入札を行った者のうち、入札書に記載された金額が、市が定めた予定価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者とする。
- ②前記に該当する者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び、競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者がした入札及び、市有地売却一般競争入札案内書に記載する無効な入札に該当する入札は無効とする。

11 契約保証金の納付

落札者は、契約締結時に契約保証金として、土地代金の100分の10以上の額から契約保証金の一部に充当される入札保証金を差し引いた金額を、天理市が発行する納入通知書により納付するものとする。契約保証金は、入札保証金から充当し土地代金の一部に充当することができる。

12 契約

落札者は、市が指定する期日までに売買契約を締結する。なお、売買代金以外にも売買契約書に貼付する収入印紙、所有権移転登記に係る登録免許税等、本契約の締結及び履行に関して必要な費用は、落札者の負担とする。

13 売払代金の残金の納付

契約を締結した者は、売買契約締結の日から30日以内に市が発行する納入通知書により、土地代金から契約保証金を差し引いた金額を納付するものとする。

14 土地の引渡し及び所有権移転登記

- (1) 落札物件の所有権は、土地代金が完納されたときに移転することとする。

- (2) 所有権移転登記の手続きは、市において行う。なお所有権の移転登記名義は売買契約書の買受人名義（入札書に記載の落札者名義）で行う。
- (3) 所有権の移転に要する一切の費用（登録免許税等）は、買受人の負担とする。
- (4) 土地の引渡しは、売払代金の納付を市が確認した後、売払代金納付時の現状有姿のまま引き渡す。なお、引渡しに関する一切の費用は、買受人の負担とする。
- (5) 買受人は、落札物件の所有権移転前に、その物件にかかる権利義務を第三者に譲渡することはできない。

15 契約上の特約

売買契約書において次の特約を付す。

- (1) 公序良俗に反する使用用途の制限
 - ① 落札物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体及びその構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途に供してはならないこと。
 - ② 落札物件の所有権を第三者に移転する場合には、①の使用禁止を書面により承継させるものとし、当該第三者に対して①の定めに反する使用をさせてはならないこと。
 - ③ ②の第三者が落札物件の所有権を移転する場合にも同様に①、②の内容を転得者に承継することを書面で義務付けなければならないこと。
 - ④ 落札物件を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対して①の定めに反する使用をさせてはならない。この場合において、買受人は、①の使用の禁止を免れるものではないこと。
 - ⑤ ④の第三者が新たな第三者に落札物件を使用させる場合も同様に①、④の内容を遵守させなければならないこと。
- (2) 土地の用途に関する制限
落札物件を住宅用宅地以外の用途で使用することはできない。
- (3) 実地調査等
上記(1)及び(2)について、市が必要であると認めるときは、履行の状況を確認するために質問し、立入検査を行い、帳簿、書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求める場合がある。
- (4) 違約金の徴収
買受人が上記(1)及び(2)に違反したときは、土地代金の3割に相当する額を、違約金として天理市に支払うこと。
- (5) 買戻特約
買受人が上記(1)及び(2)の特約に違反したときは、市は前記の違約金の徴収に加えて、土地の買戻しをすることができるものとする。買戻しの期間は、売買契約締結日から10年間とする。

16 その他の注意事項

- (1) 物件の引渡しは現状有姿のままで行うので、必ず事前に現地の状況等を確認し、都市計画法・建築基準法等、法令に基づく制限等も調査確認を行うこと。敷地内に存在する工作物等においてもそのままの引渡しとなる。土地の利用制限等についても、あらかじめ各自で関係機関に確認すること。
- (2) 物件の敷地内外に位置する工作物、供給設備等の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定等の費用負担、隣接地権者等との協議については、市は対応しない。
- (3) 買受人は、売買契約締結後、落札物件に数量の種類・品質、数量に関して売買契約書の内容に適合しない状態であることを発見しても、土地代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。
- (4) 買受人が、売買契約書に定める義務を履行しないために、市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (5) 地盤調査、地質調査等は実施していない。必要な場合は、所有権移転後に買請人が行うこと。
- (6) 土地活用においては地元の要望等について、十分に協議をすること。